

平成23年鞍手町議会第2回定例会会議録（第2号）						
平成23年 3月7日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成23年3月7日 午後1時00分			日 高 直 幸		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成23年3月7日 午後2時26分			日 高 直 幸		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	須藤信一郎	出欠	11	毛利 喬	出欠
	2	原 哲 也	出欠	12	栗田幸則	出欠
	3	香原 暹	出欠	13	宇田川 亮	出欠
	4	星 正 彦	出欠			
	出席 13人	5	武谷保正	出欠		
	欠席 0人	6	岡崎邦博	出欠		
	欠員 0人	7	日高直幸	出欠		
		8	田中二三輝	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	川野高實	出欠			
会議録署名 議員	1番	須藤 信一郎		2番	原 哲 也	

職 務 出 席	議会事務 局長	長 友 浩 一	出 欠	議会事務 局長補佐	渡 辺 智 文	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	柴 田 好 輝	出 欠	会計課長	原 繁 幸	出 欠
	副町長	本 松 吉 憲	出 欠	建設課長	岡 松 要 一	出 欠
	教育長	山 本 喜 久 男	出 欠	企画財政 課 長	白 石 秀 美	出 欠
	総務課長	阿 部 哲	出 欠	上下水道 課 長	中 岡 和 之	出 欠
	福祉人権 課 長	松 澤 守	出 欠	病院事務 局 長	中 野 眞 路	出 欠
	税務住民 課 長	久 保 田 隆 一	出 欠	教育課長	平 瀬 研 一	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康 課 長	鯨 坂 健 二	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

平成23年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月7日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
10番 川野 高實	<p>1. 新年度予算について</p> <p>(1) 平成23年度税制改正大綱では「法人実効税率の引き下げ」が決まっているが、本町財政への影響は</p> <p>(2) 本町の予算案に計上されている、子ども手当の財源構成は</p> <p>(3) 平成22年度税制改正で年少扶養控除の廃止が決まっており、所得税では今年の1月から、住民税については来年6月からなくなる。また同時期に特定扶養控除の上乗せも廃止されることになっていることから、これら税制改正の本町財政への影響は</p> <p>(4) 歳出については、なお一層の行財政改革の取組みは時代の要請であり、平成17年3月に国が示した「集中改革プラン」も6年目に入り、本町の行財政改革への取組みは イ・また「そこで生み出された経済的効果は減税として住民に戻すべきである」あるいは「減税で歳入を抑制して、その範囲の中で改革に取り組むべきだ」という考え方が大阪や、愛知、名古屋で注目されているが、これらの動きについて町長の考え方は</p> <p>(5) 平成23年度地方財政計画によれば、「一括交付金」については「地域自主戦略交付金」が創設され、平成23年度は第一段階として都道府県を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施、市町村分は平成24年度から実施される。また、特別交付税制度の見直しも行われ、平成23年度は交付税総額の特別交付税の割合を引き下げ、交付税総額の1%（1,737億円）を普通交付税に移行する措置が取られた。平成24年度は5%が4%に引き下げられるが、本町の財政運営への影響は</p> <p>(6) 昨年の町長選での公約が平成23年度予算の中にどのように反映されているのか</p>	町長
11番 毛利 喬	<p>1. 土地開発公社に立替えた22億円の返済について</p> <p>(1) 土地開発公社の内容は</p> <p>(2) 22億円の立替えに至った経緯は</p> <p>(3) 返済の期待はできるのか</p> <p>2. 町有地を利用して若年層向けの住宅建設について</p> <p>(1) 「子育て支援住宅の建設」について、テレビ等で紹介されていたが、鞍手町としての考えは</p> <p>(2) 土地の利用や町内業者の協力は</p> <p>(3) 町として資金援助は考えられないか</p> <p>3. 将来の鞍手町発展のための合併問題について</p> <p>(1) 2～3町位の対等合併を目指しては</p> <p>(2) 鞍手町の発展には合併しかないと思うが、町長の考えは</p>	町長 町長 町長

平成23年3月7日（第2日）

開議 13時00分

○議長 日高 直幸君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の予定表の順序により行います。

最初に1番議員 須藤信一郎君の質問を許可します。

○1番 須藤 信一郎君

西川小学校前の西川に架かる通学路の簡易橋についてお尋ねします。

この橋は道幅も狭いうえに落下防止のために設定されている、安全のための欄干の高さが74cmしかありません。

小学校低学年の児童が渡るには良いとして、高学年の児童、或いは中学生が橋を渡る場合、状況によれば危険を伴います。まして自転車で渡る場合は更に危険性が増します。

また橋が鉄製であり、その上に簡易舗装されているため、厳冬期には凍って滑りやすくなり大変危険な状態になる場合があるそうです。

建築法によりますと、安全確保のため橋の欄干の高さは110cmと定められているようですが、そうであるならば建築法にも違反しています。なにより毎日多くの小中学生が通う通学路であることが問題であるように思われます。増水期、厳冬期等に万が一川への転落事故が起きた場合、行政は欄干の高さが法的に満たされていない責任を問いかねられません。

本来ならば通学路としてももう少し安全でしっかりした橋に架け替えるべきであると思いますが、副町長の見解をお伺いいたします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

西川小学校の前の橋梁に架かる欄干ということでのご質問でございます。

現地が74cmとなっています。これは高さ的には横断防止柵という高さに設定されています。質問議員が言われますように、転落防止柵は橋梁手法法、橋梁を作る時の指針がございまして、この中で橋梁については謳われています。標準の高さを1.1mと設定されています。

特段の事情がある場合という但し書きで、低くすること、或いは高くすることというのがありますが、あまり低くても駄目ですと、高すぎても圧迫感等があつて、好ましくないというふうにいわれて、標準的には1.1mというふうにされています。

転落防止柵を高くする上での問題点がございまして、その辺の説明をさせていただきます。構造的な問題が1つあります。現在の橋はH型構、H構の一番下の部分にボルトで支柱を固定しているという状況にあります。

仮にこの高欄を高くしますと、力が加わる時に高い支点で力が加わる、そのときに応力的にボルト止めでどうなのかという点を検討する必要が出て来ると思います。

高くした時に、ボルトだけの固定で良いのかどうか、というのが中間地点に支柱を支える、合結する部分の構造が全くありませんので、どうしても一番下しか止めることが出来ない。それとH型構の幅を今の支柱を大きく、高くして加重をかけることで、今のボルト穴で大丈夫かどうか、こういった検討も当然必要になってきます。

もう一つは、現在の橋の位置づけというのが問題になります。これは私が建設課長をしていた当時2年前だと思いますが、当時横断するときに点滅信号の押しボタンの問題があって、県土木事務所にお伺いし確認したところ、現在の橋が町の橋としての位置づけがない。県としても県の占用台帳に載っていない。いわゆる宙に浮いた状況になっています。

これはどういったことかは分かりませんが、おそらく以前、あそこに木橋があって、その架け替えになったのか、或いは太郎丸橋を架け替える時に仮設橋として作られたのか、その辺は定かではありませんが、便宜上利用者が使いやすいということで、現在のまま残されたのではないかということが考えられます。

県に当時お話をしたのですが、県の方は町として占用願いを出してくれないかというような話がありました。町が占用願いを出しますと、当然現在の橋が町の占用物件になりますので、高欄を替えることになりまして変更許可が必要になるのですが、今の段階では町の物件、県の物件でもない、宙に浮いていると。

町の物件で正式に申請しますと、当然構造的に、これが仮設橋なのか本仮設なのかがはっきりしませんが、仮設橋であれば当然撤去という話になって来ると思います。そうすると本仮設になると河川幅が広い場所ですから、億という単位の費用が掛かるという状況にもあります。

こういった諸条件は十分慎重に検討する必要があるのではないかというふうに考えます。以上です。

○議長 日高 直幸君

須藤信一郎君。

○1番 須藤 信一郎君

物件の所在がはっきりしないということでございますが、前回の調査のときに曖昧のまま放置していたということになります。町の物件にするのか、県の物件にするのかということですが、まず討議して頂いて決定する必要があると思っておりますがいかがでしょうか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

当時協議をして放置という言葉はどうかと思いますが、その後調査をいろいろやったわけですが。県にも経緯、おそらく河川工事か何かの関係だと思っておりますが、その辺がはっきりしないというところがあります。

ご質問のように危険性の除去ということになりますと、今の橋を架け替えるのか、或いは通学路そのものの見直しをやるのか、こういう点もあるのではないかと考えています。その辺を含めて、今後慎重に対応して行きたいと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

須藤信一郎君。

○1番 須藤 信一郎君

西川小学校、中学校に至る橋ですが、小学校の正門に至る橋は現在の仮の橋と申しますか、架橋が最も近く、その他の橋は少し遠回りになりますので、これは必要だと思われまふ。是非所在をはっきりして頂いて、先程のお話では億の金額が掛かるということでしたが、実際問題として億というお金が掛かるのかどうか、その辺のところをもう少し検討して頂いて、どちらにしても今は74cmしかございませぬので、先程のお話ではボルトは応力の関係で云々ということでしたが、やはり110cmという高さが私は必要だと思われまふ。

是非その点を、仮に現在財政的な問題で直ぐ取り組むということが出来なければ、後日のことにいたしましても、欄干の高さだけは至急に高くすべきであると。またボルトの関係、応力の関係とおっしゃいましたが、110cmにしたからといって、折れたり、或いは応力が加わったりするということにも思われませぬ。

財政的にもそれほど多額の金額でなくても、構造を見てみますと110cmに出来ると思ひます。町の橋なのか、県の橋なのかははっきりしていないということであれば、町の力で何とかして頂きたいと思ひますが、副町長どう思われまふか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

現実的に利用しているのが町の住民ということで、河川の工作物になれば最終的に町になるのではないかと。ただこれを占用願ひ出すとなると、基礎から全ての調査をして書類を出すと、その時に河川の構造上、欠陥があればそれも補正した上でということになります。現実に基礎がどのようになっているのかが把握出来る状況にないし、そういう調査も当然やる必要があるということで、時間も少し掛かるのではないかと申します。

もう一つは、転落防止柵というのが110cmの標準になっているのが、大人の重心、それから自転車に乗った時の重心の高さから110cmという設定が行われて申します。

お聞き申しますと中学生が自転車に乗って渡っているのが一番危険性が高いと思ひますので、この辺は現実には歩道であつて、自転車は降車というふうに捉えれば、そこで降りて、押してもらつてというのが安全性確保の点からも必要かなということもありますので、この辺は教育委員会でも十分協議した上で、まずそういう安全策はとつて行くべきだろうと。その後この橋をどうして行くかというのが必要かと思ひます。

今後、小木橋の上流、西川の改修というのを県の計画でやっていきます。その中で橋梁を全て架け替えるという状況になって来ます。今お聞き申しているのは、大体上流部の10mぐ

らのところで約1橋あたり6千万円必要だと。該当します橋梁というのは河川幅がそれ以上にあるということで、おそらくそれぐらい掛かるだろうという想定であって、実際にどれくらい掛かるかというのは、コンサルに委託して出して行く必要があります。その前に構造的にどうなのかというのを調査すべきと思っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

須藤信一郎君。

○1番 須藤 信一郎君

以上のようなお話でしたが、これは先程申しましたように梅雨時、或いは厳冬期に地面が凍っているような時に、万が一転落事故等が起きまして、どうこうなった時に町の責任も問われると思います。出来るだけ至急にこの問題は進めて頂いて、架橋を架け替えるということは5千万円、或いは1億というお金が掛かると財政的な負担もございまして、とにかく欄干の高さを110cmにして頂きたいという要望を強くさせて頂いて、この質問を終わりたいと思います。

次にレッドキャベツの横にベーカリースイートパルというパン屋さんがございますが、それから本町公民館に至る間の六田川水路の左岸に防護柵がなく、非常に危険を伴うため、是非欄干の設置をお願いしたいと考えるのですが、これは町道ではないと思いますが、頻繁に人が行き来しています。

私も本町公民館に行く時に何度か通ったのですが、道自体は綺麗な道になっていませんし、六田川左岸との間に段差もありまして、非常危険で危ない状態であります。

是非防護柵を出来れば取り付けて頂きたいと思いますが、副町長の見解をお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

ご質問のご意志は本町公民館に至る堤防ということでございます。この場所は道路として言われていますが、実際は河川堤防であり、道路としての位置づけというのは町ではいたしていません。

町内には六田川をはじめ西川、長谷川等いろいろな河川と大きな水路がございます。こういう堤防等の防護柵の設置というのは、道路であり通学路に指定している箇所といったところを優先して現在整備を進めている状況でございます。

ご質問の箇所は道路として位置づけていないものであり、堤防ということで、往来がどの程度あるか分かりませんが、おそらく近道ということで便宜上使われているのではないかと思います。反対側の右岸堤防というのは防護柵も設置して、舗装もし、通学路としているという整備も済ましています。橋梁を1本渡れば同じ場所に出るわけですから、是非安全に通行出来る道路を使用させて頂きたいというのが希望でございます。

もう一つ、一般土木事業に関しましては、町の財政状況が非常に厳しいということから、平成18年から、それまで各地区の要望があったものを現実には凍結して、緊急性の高いもの

から対応して行くということにいたしています。緊急性についても、地元と十分協議をした上で対応するという状況でございますので、そういった実情も含めてご理解頂きたいというふうに思っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

須藤信一郎君。

○1番 須藤 信一郎君

町道でないということと、右岸に防護柵が設置されているので、それを通ってはいかがですかというお話でございました。

この道はかなりの人が利用しています。この場所だけでなく、町内を見渡して見ますとかなり危険と思われるような場所が多々見受けられます。町長が居られませんが、安心安全のまちづくりの観点から、町内のこういったやや危険な箇所を点検して、安全対策を考慮する必要があるのではないかと思います。

安心安全のまちづくりという観点からしますと、どのように考えられるのか、副町長で結構ですのでご意見をお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

当然交通安全施設、こういった危険予防箇所は当然相当数ございます。これまでも地元の要望等を受けて現地調査した上で整備する順序も決めています。

通学路に関しても学校、PTA、教育委員会等で調査して頂いて、集約したものを担当課である建設課で受け、その中で協議をしながら順次進めているという状況でございます。一度に出来ればいいのですが、どうしても限られた中でやっていくということで、その中で優先順位を付けながら、担当課或いは教育課あたりが危険と判断する部分を優先して整備をしているという状況でございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

須藤信一郎君。

○1番 須藤 信一郎君

町長の唱えられる安全安心なまちづくりのためにも、住民が安心して日常生活が営めるような環境整備に努めて頂きたいと要望いたします。

優先順位もいろいろとございましょうが、是非町全体の安全のためにも、ご尽力を頂きたいということを要望いたしまして、私の質問を終わらせて頂きます。

○議長 日高 直幸君

以上で須藤信一郎君の質問を終了します。

次に9番議員 久保田 正之君の質問を許可します。

○9番 久保田 正之君

通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

私は2月19日に開通いたしましたインターチェンジに関連する考え方を町長にお尋ねしたいという気持ちでいましたが、町長が欠席ということで、若干議題を取り下げる面もあるかと思いますが、関連することでお尋ねいたします。

インターに関する県道のアクセス道路は南小学校付近を走っています。このインター入り口から通称産業道路までの間に信号機が4ヶ所、県道を横断する一旦停止が2ヶ所と、この短い1000メートル以下ぐらいの区間に、ドライバーが気をつけて走ることとなっている状況であります。

学校付近については、通行は意識しての大きな看板も何にもない。特に県道がこういう形で学校寄りによった段階では、外部から、特に北九州とか北部の方からインターに乗り上げるドライバーについては、本当に苦慮されるのではないかなと思っています。

そこで町の道路管理者、学校の方にお尋ねいたします。この道路が出来た段階で、たぶん周辺は何度も歩かれたと思いますが、どう感じられたかお聞かせ頂きたいと思います。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

道路が出来た段階でどうかということでございます。私どもも県の説明を受けながら協議してやって来たわけですが、実際に机上でやった部分でアクセス道路そのものが非常に企画道路であり交付金である。接続する町道あたりの部分でどうなのかと。実際出来上がって何度も走った中で、この部分はどうかという部分が確かにございました。そういった部分については現在県に、地元からも意見がありましたので、こういった部分はどうかにならないのかという問い合わせを行っています。

言われるようにどうなのか、実際供用開始になっていろいろな問題が出て来ているのではないかと感じています。以上です。

○議長 日高 直幸君

久保田 正之君。

○9番 久保田 正之君

今副町長が述べられたように、この道路に対しては今から対処して行こうかなという感じも受けるわけですが、本来この道路は7年掛かりで出来上がって、今日に至っているわけです。そうした時に若干学校寄りの道路としては、県道がよるとということに対してはもう少し神経を使ってもいいのではないかなと感じています。

産業道路から入って来て、インターに乗り上げる段階では、これは先生とか専門家の安全対策の標語というのはいろいろあるでしょうが、道路にスクールゾーンとかいろいろなものの表示の仕方があるのではないかと、特に心配するのは北九州から入って来られる方が、あそこは標識が50キロですね。ですからかなり少ない時はスピードを出して上がって来ると思います。もう少し大きな看板を、学校のことを考えたら早い時期に県、町なりに対応すべきではなかったかなと思っています。

答弁の中でそのことも感じているようですので、出来るだけ早く、インターが2月19日に開通から、2週間前に道路は供用開始しているわけです。その時点で5年も掛かれば案も出て来るのではないかと思います、出来るだけ早く看板、児童の通行道路として対応して頂きたいと思います。もう一度答弁をお願いします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

最終的には県、町、規制関係については公安委員会が決定して標識等を立てています。それでは学校という部分の確認が出来ないのではというご指摘でございます。

この件についてはどういった形が一番いいのか、再度教育課と県とで必要な措置を対応出来れば対応して行きたいと思っています。早期に協議を始めたいと思います。以上です。

○議長 日高 直幸君

久保田 正之君

○9番 久保田 正之君

標識の関係は4月から学校が始まるわけですから、恐らくこのままで検討するというのと、今時間的な問題もあるでしょうが、その前にしっかり取り組んでやるという返事を頂きたいと思います。

このままでは父兄の方からも出て来て、急遽取り付けたと。折角でしたら私は理想としては供用開始の時点でそのものに対応して頂きたかったと思っていますが、4月に新しい児童が学校に来るということになれば、児童だけでなく周辺の方もそう思っているのですから、早く対応して欲しいという要望をして質問を終わりたいと思います。

○議長 日高 直幸君

以上で久保田正之君の質問を終了します。

次に8番議員 田中二三輝君の質問を許可します。

○8番 田中 二三輝君

本日は町長が急遽入院という状況でありますので、町長に関する考え方等を確認したい町営住宅の件がございましたが、その件については後日何らかの形で機会を作って行きたいと思っています。そこで本日はその中でも、教育長にお尋ねしたい件がございますのでお尋ねします。

先程の議員の中にもありましたが、鞍手インターチェンジは2月19日に開通いたしました。その中で県知事やご来賓の国会議員の先生方のお話にありまして、地域活性化インターとして完成した以上、地元は人口増加に向けた受け皿作りを進めて行く必要があると。私もそのように強く思っています。

そこで思いつくのが県営住宅に居住されている方々の中には、子どもの声が多く、大変活気があるというふうには私は思っています。

そこで同区を学校区としている小中学校の生徒数の変化がどのようになっているかお尋ね

いたします。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久夫君

只今の質問議員にお答えいたします。

県営住宅八尋団地は従前では戸数120戸ございましたが、計画戸数として現在131戸が建設されています。県営八尋団地から西川小学校に通学している児童数は、平成22年度は11人、鞍手南中学校校区としていますので、南中学校に通学している生徒数は現在2人でございます。

尚、県営倉坂団地から八尋団地への移転先として24戸が移転計画をされている状況下にあります。現在この中でも古月小学校校区でございまして2名おります。

そういうことを含めまして、調査の結果、今後数年間は県営八尋団地から小中学校への通学する児童生徒数は、ここ数年間は大幅な変動はございません。以上です。

○議長 日高 直幸君

田中 二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

今のご答弁の中にもありましたように、今鞍手町は少子高齢化ということで、児童数が減っている状況下にあるというふうに推測も理解もしていますが、その中でそのような団地等があれば若い世代や子ども達が住んで頂けるということでもあります。

従って老朽化の激しい町営住宅の建て替え等の必要性や、今後町有地を利用した住宅団地の建設という、いわゆる人口の受け皿づくりは必要ではないかということで、町長のお考えをお伺いしたいところではございますが、本日は先程述べましたとおりの理由で、次回何らかの形でそういう機会が出来れば、この件についてお伺いしたいということと、町執行部の方々には、更に企業誘致等の受け皿も必要であるということ強く申し添えまして、私の本日の一般質問を終わります。

○議長 日高 直幸君

以上で田中 二三輝君の質問を終了いたします。

次に13番議員 宇田川 亮君の質問を許可します。

○13番 宇田川 亮君

通告に基づきまして3点について一般質問を行います。

今日は町長が欠席ということですが、町長の判断を仰がないといけない部分については、その旨申し出て頂ければ後日ということにさせて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

まず1点目ですが、TPP環太平洋経済連携協定の対応について質問いたします。

この問題について、議会では既に12月議会でTPP交渉への参加に反対する意見書を採択しています。

日本で一番農業生産高の大きい北海道農政部が出した試算では、損失総額は2兆1254億円に上ります。農業生産への打撃は農業生産の減少だけでなく、食品加工等中小企業を含む地域産業に打撃を与え、農業所得の減少は購買力の低下に繋がり、地域の小売業やサービス業の低迷に直結します。

そこでT P Pに参加した場合、本町での影響はどうか教えて頂きたいと思います。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

今質問議員が言われますように、政府がT P Pへの参加検討を表明して、T P Pの影響、手段や、国内対策の検討が現実十分行われないうまま関係国と協議するという方針を打ち出されています。

参加することで農林水産省が試算しました影響が、国内農産物の減少額というのが、2兆1千億ですか。食糧受給率が41%から14%に減少すると見込まれています。

鞍手町の農業経営帯数は240件あります。大半が高齢者で1.500ヘクタール未満の経営規模というのが大部分を占めていますので、水田の保全、水路の関係といったものを作業委託等に頼らない形態で助け合いながら生産が現実継続されているという現状であります。

鞍手町の基幹産業である農業にもたらす打撃というのは計り知れないということをいわれています。

仮にT P Pに参加した場合において、もう一つの影響というのは、国が支援すると言われていますが、米価の下落等によって離農者が出るのではないかと、或いは耕作放棄等が増加するのではないかとというふうに想定されています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川 亮君。

○13番 宇田川 亮君

なかなか細かい試算までは出せないと思いますが、先程も言いましたように離農者が増え、遊休耕作放棄地も増えていけば、それは農業だけの問題でなく、購買力、中小業者にも影響が出て来るというのは明らかですから、この問題について町としての認識は今言われたとおりでしょうが、今後態度をどうされるのか、そして対応について、どのように考えているのかが分かれば教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

町の今後の対応ということでございます。12月議会においてT P Pに関する請願第2号と陳情第7号について賛成の採決をされまして、内閣総理大臣外関係機関へ意見書を渡して頂いています。昨年12月26日に鞍手町においてT P Pに反対する決起集会が実施され

たところでございます。

全国町村会では平成22年12月1日にTPP交渉への参加に反対する特別決議が採択されています。当町におきましても全国町村会と足並みを揃えて対応して行くことにいたしています。

今後の対応でございますが、現在農業委員会でTPP参加反対の署名活動が実施されています。ここでも町としては反対の意思表示をして行くことといたしています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川 亮君。

○13番 宇田川 亮君

日本の根幹を揺るがす問題でもあると思いますので、是非強力に進めて頂きたいと思えます。

次に、国保税の引き下げについてお尋ねします。鞍手町での国保会計は、累積赤字が最大で1億円を超え、20年度に国保税を大幅に引き上げてから2年間で約5千万円が解消されました。しかしながら今年度は大幅な単年度赤字が予想されています。国保会計が苦しいのは、元々は国がその負担を減らしたことにあります。更に輪を掛けて、大企業には大儲けさせ、労働者や中小業者の所得を減らしたことが原因になっています。

国保会計が苦しいのは鞍手町だけでなく全国的な問題です。そこで多くの自治体では国保税の値上げを押さえるために、法定外の繰入を行っています。町としてその状況を把握しているのかお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

実際法定外繰入をどの程度かというご質問だと思います。全国的には分かりませんが、福岡県内で申し上げますと、平成19年度に法定外繰入をしている市町村が66市町村の内42市町村、平成20年度が66市町村の内39市町村、平成21年度は合併等の関係もありますが、60市町村の内42市町村が法定外繰入をしているという状況でございます。

○議長 日高 直幸君

宇田川 亮君。

○13番 宇田川 亮君

先程も言いましたが、全国的に国保会計が苦しい下で、しかも自治体の財政が苦しいからといって安易に国保税を上げるのではなく、近隣では本町より財政規模の小さい小竹町でも約5,000万円の繰入を行っています。

このことについて本町でも今後考えていくべきではないかと思いますが、本日は町長がおられません、その点について答弁があればお願いします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

小竹町でも繰入をしているということでございます。本町におきましては一般会計でも非常に財政的に厳しいという状況もございます。実際法定外の公費を投入することで、当然国保財政の保険税は抑制出来るということにはなりますが、基本的に一般会計から出すということは税金での穴埋めということになって来ます。国保加入者以外の住民の負担も生じるというような状況になるという観点から、公平性という部分で好ましい姿ではないのではないかなという考えを持っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川 亮君。

○13番 宇田川 亮君

先程も言いましたが、全国的に7割の自治体が法定外の繰入をしているのです。いくら国保加入者以外の方といわれても、国保加入者以外の方もいずれは国保に加入する可能性もあるわけで、そういった面からいけば国保税が高すぎたら払えないし、本町もなかなか町民の健康などは守れないということにもなると思います。

合わせて一つ問題があると思います。これは収納率の問題なのですが、93%を超えると新たに繰入があるということを言われますが、計算する上で収納率を掛けて収入を算出しているわけですね。結局は払えない人、払わない人も含めてですが、その分の穴埋めを他の国保加入者が穴埋めしているという形になるわけです。ですからその点も是非考えて頂きたいというふうに思います。

今副町長の方で、じゃあ繰入しますという話にはならないと思いますが、是非その点も考えて、今後運営して頂きたいと思います。

次に進みます。

3点目に老人クラブ連合会の事務局削減についてお尋ねします。町が行財政改革に取り組んでいることは十分理解した上での質問ですが、まず、事務局削減の経緯について教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

私の方からお答えさせていただきます。平成22年度までに老人クラブ連合会に週3回、午前中のみ勤務する事務局職員をパートとして月6万円、年間72万円の助成をしていました。

先程も行財政改革ということで、この一環として事務局費の分を削減しますと、その代わりといいますか、事務局につきましては社会福祉協議会が事務局を引き受けいたしますということで了解を得ています。これは老人クラブ連合会の方に話をしましたら、相当反対がありました。最終的には了解して頂いたという経緯がございます。

それと社会福祉協議会にしましても、事務局を引き受けてもらえるということの了解は得手います。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川 亮君。

○13番 宇田川 亮君

一般的に了解を得ているということですが、私は実際老人クラブ連合会の方から話を聞いて、結局は駄目よというふうに言われたということです。

町に対して老人クラブ連合会が陳情書を出されています。それに対する回答が出されています。これを見ますと近隣市町の老人クラブ連合会事務局の状況調査を行いました。その結果、福祉協議会が事務局を担当している市町や連合会が単独で事務局を担当しているのが実態ですと。

単に事務局の置かれている状況だけを見ますと、それだけ見て回答しているという印象を受けたのです。しかし、鞍手町における老人クラブ連合会については、他の市町の運動と比べると相当活発化して全然違うのです。

私は事務局の仕事量も見せて頂きましたが、相当な仕事量があります。月、水、金の午前中に来られて、これを何とかこなしているということですが、今から高齢化が進んで行くわけで、恐らく老人クラブに加入される方も増える見込みだと思えます。これは更に活発化して行かないといけないと思えます。

益々老人クラブ連合会が果たす役割というのが重要になって来て、町と老人クラブ連合会が一体となって共同の精神とよく言われますが、1つは元気なお年寄りを通じて増やすこと、独りぼっちのお年寄りをなくして行くことが最も重要だと思えます。これから運動も活動も活発化していく時に、現状のままを維持するために、ただ社協の事務局がそれを担当するということが本当にいいのだろうか。私は逆行して行くのではと考えますが、その点はどうでしょうか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

まず、前段の老人会長と町長もかなり協議をなされて来ています。もう1つは、今言われますように、事務が停滞する、逆行することは絶対あってはならないと思っています。

その辺を踏まえて、社会福祉協議会とも実際事務の対応について十分協議をした上で、対応出来るという判断の下で、今回事務局の廃止ということにいたしています。議員が言われますように、町としても高齢者の生きがいつくり等については、当然推進して行くという姿勢でもありますし、今後とも活動支援というのは付けて行かなければならないと思っていますので、もし何かあれば福祉人権課も含めて協議しながら、停滞しないように努めて行く必要があると思えます。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川 亮君。

○13番 宇田川 亮君

今までは月、水、金の午前中に行けば事務局が居られたわけです。社協に行けば毎日いますが、一応担当は居ても、社協では老人クラブ連合会の活動を専門的にやるということにならないと思います。その点は是非留意して頂いて、停滞しないようにということではなく、これから更に活発化するように取り組んで頂きたい。

そのために社協とも連携してやって頂きたいと思います。最後にもう一度答弁を求めて終わります。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

停滞といいますか、事務の移管の時に停滞が考えられますが、それを踏まえて今後発展させるように努力して行く必要があります。

老人会の活動、事業も毎年若干増えて来ています。そういうことも十分踏まえて対応して行く必要があると思っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

以上で宇田川 亮君の質問を終了します。

次に10番議員 川野 高實君の質問を許可します。

○10番 川野 高實君

一般質問にあたって通告していましたが、町長の思い、見解等を問う予定でしたが、町長が体調不良のため欠席ということでございますので、はなはだ残念でございますが、質問項目としていました全項目について取り下げさせていただきます。

また次の機会があれば次に譲りたいと思っています。議長におかれましては取り計らいをよろしくお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

以上で10番議員 川野 高實君申し出の通り、一般質問の省略をいたしたいと思っております。

以上で川野 高實君の質問を終了します。

次に11番議員 毛利 喬君の質問を許可します。

○11番 毛利 喬君

通告に従いまして3点ほど質問をしたいと思っておりましたが、川野議員と同じように町長が不在のため出来ないところもありましようが、答えられる範囲内をお願いいたします。

すみませんが、私は体調不良でありますので、座って質問することを許して頂けませんか。

○議長 日高 直幸君

許可します。

○11番 毛利 喬君

分かる範囲で結構ですのでお願いいたします。

1問目は、土地開発公社に立て替えた22億円の返済についての項目を出しています。

私も12年間議員をしていますが、このことについてはあまり関係のところ立ち会ったこ

とがございませんので十分ではございません。

19年3月議会の時に審議され、非常に高利が付くので、この段階で22億円を立て替えて返済をするという話が決定して決まっているわけです。その後私も町民の方々にお会いした時に、あの22億の金は戻してもらえるのかなという話が出ていました。そのことで今日はお尋ねをしています。

私も不勉強で申し訳ありませんが、土地開発公社がこの土地の問題についていろいろ世話をされていると思いますが、その設立の目的について簡単にご答弁をお願いします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

土地開発公社の性格ということですが、土地開発公社は公用地の拡大の推進に関する法律というものに基づき、いわゆる地方公共団体、鞍手町は町です。町から地域の整備を図るために必要な公有地となるべき土地等を取得及び造成その他の管理等を行わせるために設立した法人であるということでございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

毛利 喬君。

○11番 毛利 喬君

その構成ですが、理事が居られると思いますが、どういうメンバーで構成されていたのでしょうか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

理事は12名、別に監事2名となっています。理事には議会選出議員、町執行部の職員、一般の方で構成しています。以上です。

○議長 日高 直幸君

毛利 喬君。

○11番 毛利 喬君

私が最終的にお尋ねしたいことは3番目でございます。2番目の経緯その他がございしますが、これはそれぞれの場所でお聞きすれば分かると思いますので割愛いたします。

22億のお金が19年3月に立て替えられています。このお金はお返しして頂けるのかという町民の質問でございますので、その点について、お分かりの範囲で結構です。お答えをお願いします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

22億円というのは、当然かんがい基金から公社の土地の借入金が大きくなるのを防ぐた

めに借入れたという経緯でございますので、当然お返しするというごことでお借りしているのが当時の状況でございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

毛利 喬君。

○11番 毛利 喬君

お返しするという言葉を今お聞きしました。その計画というか、例えば毎年5千万円なら5千万円町財政を節約して戻すようにするとか、何年間でという見通しはございませんか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

22億円の返済方法でございますが、今の一般会計から計画的にというのは非常に厳しい状況でございます。金額が大きいものですから、容易なことではないと思っています。

実際の返済の仕方ですが、かんがい基金をお借りして取得した土地、当時土地開発公社が持っていました土地を売却して返済に充てるということになっていきますので、土地の売却に努めて行くということになると思います。

ただ経済情勢等で売却単価がどうかという問題点は残りますが、基本的には土地を売ったお金で返済するということになっていきます。以上です。

○議長 日高 直幸君

毛利 喬君。

○11番 毛利 喬君

この件については以上で終わります。

第2点は町有地を利用して若年層向けの住宅建設について、どういうお考えを持っているかということをお聞きしたかったのですが、私が考えついたことについて一言申し述べたいと思います。

子育て支援住宅の建設という言葉を目にするようになりました。たまたま私は12月2日の木曜日のNHKのテレビで、茨城県の大戸という町、人口が1万何千人で、うちと変わらないところでしたが、そこの子育て支援住宅建設ということが40分ぐらいあったと思います。

その中で、私も後で白木君にお願いをして、パソコンで大戸町のことについて調査をして頂きました。

詳しく出て来ていましたが、この話を聞いて私は次の質問のところに、町内業者の問題とかね合わせてこういうことを考え付きました。鞍手町も若い人が定住する傾向が少ないと。例えば鞍手町の職員の中で結婚をされた。ある町長は結婚すると、この人達はここに住まないからね、町外に住むと残念がっていました。

これは個人の自由ですから仕方ありませんが、やはり町内にいて、町内で働いている人が、町内で住まわれないという状態はなんとなく寂しい、それは町の発展のためにも良くない。

そういうことで、この子育て住宅の問題は各地で出ています。私の知っている限りでは、埼玉県、山形県、神奈川県、広島県、九州も宮崎県の方にあつたと思いますが、こういう活動を行っていますが、鞍手町も今ある町の住宅地を利用して、町内の業者に協力を願って、子育て支援住宅を建設する方向で考えていったらどうでしょう。

若い人達も助かるし、子どもも育てられるし人口も増えて活性化も出てきます。そういうことを町長にお尋ねしたかったのですが、副町長何かございましたらお願いします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

町長がいまないので私の見解ということで申し上げます。町有地を活用して、町内の住宅メーカーがありますので、そういう企業を訪問して何とか支援が出来ないかということでも、町長と一緒に相談に行きました。

現実には今のような社会情勢、建築が非常に伸び悩んでいる中でのこういった民間活力の導入は非常に厳しいという認識しております。町内業者で住宅メーカーでなく、一般事業者と捉えても、厳しい経済情勢の中で、売れて幾らの話ですので、それだけの資金力、或いはリスクを負ってまでやれるのかという部分では、非常に厳しい問題があるのではと思っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

毛利 喬君。

○11番 毛利 喬君

一応私の方もある業者にお会いして今話をしましたら、何年か前に業者も話し合っただけで、そういう方法で、若い人達のための住宅という話はちらっと出たことがあるけれど、それから先は進んでいませんという話をされておりました。

私は町長が居られたら2押し、3押しやって、何とか空いた土地があるわけですから、その土地を利用出来ないでしょうかということをお願いしたかったのですが、やむを得ませんのでこれで終わります。

3点目の、将来の鞍手町発展のために合併問題について、町長はどう考えていますか、推進される気持ちはありますかということをお聞きしたかったのですが、これは残念ですが、出来ませんので次回に回したいと思います。以上で終わります。

○議長 日高 直幸君

以上で毛利 喬君の質問を終了します。

次に3番議員 香原 暹君の質問を許可します。

○3番 香原 暹君

仕組み債問題についてお尋ねいたします。

まず、現在町が保有している3件、合計5億円の仕組み債のそれぞれの一番新しい評価額を教えてください。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

それぞれの仕組み債の現在の評価額というご質問であります。

内容については担当課長から説明させます。

○議長 日高 直幸君

会計課長。

○会計課長 原 繁幸君

それぞれの仕組み債の現在の評価額との質問ですが、町長に代わってお答えいたします。

はじめに福岡銀行を通じて前田証券から購入した仕組み債、谷山池パイプライン水利施設運営基金1億円の仕組み債については、平成23年1月31日時点での時価評価額は6488万円です。

次に西日本シティ銀行を通じてみずほ証券から購入した谷山池パイプライン水利施設運営基金1億円の仕組み債については、平成23年1月31日時点での時価評価額は6826万円です。続きまして野村証券から購入したかんがい施設運営基金3億円の仕組み債については平成23年1月31日時点での時価評価額は2億7975万円です。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

評価額が下がっているものもあれば、若干上がっているものもあります。全体的にかなりの評価損を依然として続けているというような状況です。

それでは利息についてどのような経緯になっているのかお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

現在までの利息の状況についても担当課長から説明をさせます。

○議長 日高 直幸君

会計課長。

○会計課長 原 繁幸君

現在の利息の状況について町長に代わってお答えいたします。

利息の状況は福岡銀行を通じて前田証券から購入した1億円のものが540万円、西日本シティ銀行を通じてみずほ証券から購入した1億円のものが、平成23年3月の予定額を含めて490万円、野村ヨーロッパファイナンスMVから購入した3億円のものが2619万円となっており、総額で約3649万円となっています。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

総額はそのように出ていますが、例えば昨年1年間の利息はどのようになっていますか。

○議長 日高 直幸君

会計課長。

○会計課長 原 繁幸君

かんがい施設運営基金が22年6月11日600万円、12月11日219万7969円で、819万7986円。次に谷山池パイプライン水利施設運営基金が昨年22年3月21日に15万円、谷山池パイプライン水利施設のもう1つの方が23年1月4日で50万円となっています。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

仕組み債の利息の在り方というのが当初の1年目とか2年目の時点ではある程度の利息が約束されるけれども、その後は非常に不安定になるという内容になっています。

それを今聞いてみますと反映しているように思われます。多分これはずっと持ち続けていても同じような状況で利息は低いまま経緯するのではないかというふうに思われます。

加えて残りの27年から28年を持ち続けなければならないと。商品によっては早期償還が可能なものもあります。しかしそれはそういう条件を満たした場合であって、今の円高の状況では非常に難しいものだとして認識いたします。

そこで耳寄りな話が出て参りました。仕組み債に関する大阪高裁の控訴審判決が出ましたが、平成22年10月12日に出ています。これについてお調べになったかお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

大阪高裁の控訴審判決が出たというのはお聞きしておりますが、判決については資料を取り寄せています。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

平成22年10月12日に大阪高裁の控訴審判決で仕組み債というのは一般投資家がリスク判断をするのは著しく困難であるという事由で、商品の難解さが問題となって契約そのものが無効という判断が下されたわけです。

これは平成22年の3月30日、大阪地裁の判決に対する控訴審の判決でありまして、大阪地裁ではじめて契約無効の判断がされたわけです。そして今回の大阪高裁の判決が出たわけです。

今年の2月28日に東京地裁でも同じような内容の判断がされております。

最高裁の判決はまだ出ておりませんが、これは1つの判例として定着しそうな勢いとなっています。

そこで私から提案をしたいと思いますが、鞍手町も契約無効の民事訴訟を起こして頂きたい。これはかなり勝てるような状況ではないかと思えます。

その判断をお願いしたいと思います。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

場合によっては訴訟を起こしてはというご意見だと思います。大阪の件で判決等を読みました中で、仕組み債の買い手が一般投資家であるというのが大前提になっています。鞍手町は地方公共団体ということで、町が仕組み債を購入した時点では特定投資家ということで、一般投資家とは区別されているという条件がございます。鞍手町では手続きを行って一般投資家ということにはなっていますが、その違いによって現時点で契約無効の訴えが出来るかどうか研究をしていく必要があると思えます。

ただ、他の地方自治体も仕組み債による公金関係で販売元の証券会社と契約解除の協議を進めて、協議次第では提訴ということも考えているという情報も得ておりますので、状況を見ながら可能であればそういう方向に持って行きたいし、どうなのか。当時の買った状況に応じては訴えが出来るか判断しかねる部分がございます。

もう1つ、仕組み債の1件だけは今年の6月に償還するという前提で現在いけるのではないかという判断をしております。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

1件だけというのはどの分をお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

野村ヨーロッパファイナンスの3億円の分です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

確かに大阪高裁、東京地裁の事案も一般投資家の問題であります。だが自治体もやはり専門家が居るわけではないし、その判断は非常に難しいわけです。ですから相当可能性があると思えます。そこは頑張ってもらえないと自治体がそもそもこういうものを買って良いのかという問題にもなってくるわけです。この問題を早く解決しないと、そういう問題にもなってくると思えます。

これからぞくぞくと自治体を作っている法人等も買っているのです。特に福岡県内はそれが多いです。関西圏、何故か福岡圏は多いのです。これからは法人の訴訟、自治体の訴訟というふうが続いていくと私は見ております。3億は本年度中に解約が可能と言っても条件の問題がありますね。絶対に可能なのか。オーストラリアドルが72円70銭以上になった場合という条件が付いていますので、今は80円台ですので条件は満たしていますが、これがこの時点でそうであるのかまだ分からない点があります。

これが可能であるならば後2億円ですから非常に鞍手町は楽になるのは確かですが、そういうことも検討して頂きたいと思います。

私たちは仕組み債問題の勉強をしております、昨年の11月に福岡県仕組み債問題連絡会議という団体を、仕組み債を買った自治体の有志で立ち上げました。そのメンバーの1人に私も入っています。今月の19日に大阪高裁で原告勝訴の判決を勝ち取った中島弁護士の講演があります。是非その折りには職員を派遣させて頂きたいと思います。この問題についての勉強をして欲しいと思います。これは入場無料です。参加してこの問題を勉強されて今後の取り組みを検討して頂きたいと思いますが、その点についてお答えをお願いします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

先程申しましたように対応出来れば対応していくというものですので、いろんな情報を仕入れながら勉強はしていかなければならないと思っております。

そういう機会があって可能であれば勉強会なり、もし日程等がありましたら後日資料を収集するというございますので、そういう対応は考えていきたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

いずれにしてもこの問題は当局だけに責任を被せるというような考えは毛頭ございません。これは町当局、議会も住民も一緒になってこの問題の解決に当たっていきたく思いますので、その辺はお互い忌憚なく情報を提供し合って、この問題の解決をして頂きたいと思します。そういうことを要望してこの問題を終わります。

次に2番目の問題ですが、私は18年9月議会で、バランスシートを作って町の財政が誰の目にも明らかになるようにしてもらいたいという質問をいたしました。

そうしますと次の年度からやりますと答えています。その後何も変化がございませんでしたので、昨年の3月議会の議案質疑で質問させて頂きましたが、その時の答弁が今の副町長が企画財政課長の時に答弁されていますが、現在把握していない部分は町有財産で一部については新年度で評価額を出すために鑑定評価の部分を予算計上させてもらって、22年度中には資産の正確な評価額を掴んだ上で、バランスシートを作成していくということになると思します。といふふうに答えております。

であるならば本年度末にはそれが出て来なければならないのですが、その辺はどのようになっているかお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

言われますように18年の時に総務省が出されたバランスシートに基づいて一旦は作成いたしております。しかし公表する前に様式が旧総務省方式から総務省改定方式というふうに変えられて、中身も詳細に亘るということで、私が担当課長の時に申し上げましたように町の保有財産の調査が必須条件となっています。売却可能資産を含めた最終的には町道里道水路全ての財産を計上する必要があると。これについてははっきり言ってもの凄い労力と手間が掛かります。今の段階でそれをやりますと国が示している健全化法で23年度までにバランスシートの作成は現実的に不可能ということ、かなり関係機関、調査、どの程度求めるのかということ、協議しました。現時点で里道、水路を除けた一段の土地で売却可能資産の整理は現段階で終わっています。これを基に23年度までに健全化法に基づくバランスシートの作成ということ、23年度中には公表出来るのではないかと。その後先程言いました里道、水路の関係も一旦整理して、それに追加していくという手法になると思います。

その整理は職員が掛かりきりになっても相当な日数が掛かるということで、現在緊急雇用対策で1名、パソコン操作がある程度出来る方を雇用してその作業を既に入っております。23年度以降もそういう資料が出来次第、追加資料として加えていき、最終的には国が求めるバランスシートを作成していくということになると思います。

ある程度出来た段階で公表していくという方針であります。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

バランスシートは民間企業であれば当然の財務諸表の一部ですから、そういうものが出ることによって町の財政状況がガラス張りになるということで、町民に対して求めるところは求めていくということも可能になっていくと思います。

これは町の財政の健全化のためには必ず必要なことであると。昔と違うと思います。明らかにすることで町民と一体となって財政健全化を目指していくという観点からは是非必要なことでもありますので、今の答弁をお聞きしますと23年度中には里道、水路を除いたものはある程度出るということですので、その辺は期待しております。その辺はどうぞよろしくお願ひします。

これで私の質問は終わります。

○議長 日高 直幸君

以上で香原 暹君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わります。

この際休会についてお諮りします。

明日 8 日を休会としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日 8 日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 14時26分